

議案第 88 号

関市医学生等修学研修資金貸与条例の廃止について

関市医学生等修学研修資金貸与条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市医学生等修学研修資金貸与制度を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市医学生等修学研修資金貸与条例を廃止する条例

関市医学生等修学研修資金貸与条例（平成23年関市条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による廃止前の関市医学生等修学研修資金貸与条例（以下「旧条例」という。）に基づき、資金の貸与を受けた者に係る旧条例第9条、第10条及び第12条から第17条までの規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第16条第1項第1号中「専門研修を」とあるのは「臨床研修又は専門研修を」と、「こと。」とあるのは「こと。この場合において、市内公的医療機関等において臨床研修を受けるときは、その期間の2分の1に相当する期間（その期間に1年に満たない期間があるときはこれを切り捨てた期間）業務に従事したものとみなす。」と、同条第2項中「期間を、必要勤務期間が3年に満たないときは3年を」とあるのは「期間を」とする。